

医療区分・ADL区分等に係る評価票(療養病棟入院基本料)

年 月分

氏名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . . 生

- 人院元（人院した月に限り記載）

 - 一般病棟（自院以外の急性期病院からの転院）
 - 一般病棟（自院の急性期病棟からの転棟）
 - 他の病棟（急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟以外）
 - 介護医療院
 - 介護老人保健施設
 - 特別養護老人ホーム
 - 有料老人ホーム等
 - 自宅

- 退院先(退院した月に限り記載)

 - 一般病棟(急性期病棟への転院・転棟)
 - 他の病棟(急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟以外)
 - 介護医療院
 - 介護老人保健施設
 - 特別養護老人ホーム
 - 有料老人ホーム等
 - 自宅
 - 死亡

【留意事項】

療養病棟に入院する患者については、別添6の別紙8の「医療区分・ADL区分等に係る評価票 評価の手引き」を用いて毎日評価を行い、患者の状態像に応じて、該当する区分に「○」を記入すること。その際、該当する全ての項目に記載すること。また、頻度が定められていない項目については☆に「○」を記入すること。

I 算定期間に限りがある区分

処置等に係る医療区分3

II 算定期間に限りがない区分

疾患・状態に係る医療区分3

疾患・状態に係る医療区分2

20 筋ジストロフィー	<input type="checkbox"/>
21 多発性硬化症	<input type="checkbox"/>
22 筋萎縮性側索硬化症	<input type="checkbox"/>
23 バーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症、バーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅢ度又はⅣ度の状態に限る。))	<input type="checkbox"/>
24 その他の指定難病等（11及び20～23までを除く。）	<input type="checkbox"/>
25 脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
26 慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズの分類がV度の状態に該当する場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
27 注2を参照	<input type="checkbox"/>
28 基本診療料の施設基準等の別表第五の三の三の患者	<input type="checkbox"/>
29 悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
30 他者に対する暴行が毎日認められる場合	<input type="checkbox"/>

1 2 3 4 5 | 6 7 8 9 10 | 11 12 13 14 15 | 16 17 18 19 20 | 21 22 23 24 25 | 26 27 28 29 30 | 31

処置等に係る医療区分2

疾患・状態に係る医療区分3(スモンを除く)の該当有無

如置箋に係る医療区分3の該当有無

患、状態に係る医療区分の該当有無

疾患・状態に係る医療区分2の該当有無

処置等に係る医療区分2の該当有無

III ADL区分評価

【留意事項】月初め(月の途中から入院又は転棟してきた場合には、入院又は転棟時に)に、必ず各項目に評価点(0~6)を記入することとし、その後ADLが変化した場合は該当日に評価点を記入すること。なお、該当日以降に各区分のADLの変化がなければ記入しなくても良い。

患者の状態像評価

【留意事項】月初め(月の途中から入院した場合には、入院時)に、必ずI～IIIの評価結果に基づき、該当する区分に「○」を記入することとし、その後状態等が変化し、該当しなくなった場合には「×」を記入すること。なお、該当日以降に状態等の変化がなければ記入しなくても良い。

疾患・状態に係る医療区分の評価 処置等に係る医療区分の評価 ADL区分の評価

※ 当該患者に係る疾患又は状態等、ADL区分評価については、該当する全てのものについて記入すること。

注

ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者難病患者等であって別表第五の二若しくは別表第五の三の患者

イ「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患者者以外の患者に限る。)

^{注2} 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟に入院料1を算定する病棟に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等

ア 平成20年3月31において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者難病患者等であって別表第五の二又は別表第五の三の患者以外の患者

イ「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる精神難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟に入院料2を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患

者以外の患者に限る。)別表第五の二の患者は除く。)

ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)等、重度の障害者(脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、

ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。) (別表第五の二の患者は除く。)

志田久和子とでる大河原アーティストの志田久和子。

褥瘡の状態の評価

【留意事項】ADI区分3の状態の患者において、褥瘡対策加算を算定する日は、別紙様式46「褥瘡対策に関する評価」を用いて評価した当該日のDESIGN-R2020の合計点（深さの

【実戦事場】ADL区分3の状態の患者において、褥瘡対策算を算定する時は、別途様式「褥瘡対策表」に記入する時刻」を用いて評価し、当該日のDESIGN-R202003合計点(床さだり点数は加算しない)を必ず記入すること。なお、ADL区分3以外の状態の日々又は複数対策算を算定しない日々は記入しなくても良い。

褥瘡の状態の評価

【留意事項】ADL区分3の状態の患者において、褥瘡対策加算を算定する日は、別紙様式46「褥瘡対策に関する評価」を用いて評価した当該日のDESIGN-R2020の合計点（深さの点数は加えない）を必ず記入すること。なお、ADL区分3以外の状態の日又は褥瘡対策加算を算定しない日は記入しなくても良い。

DESIGN-Rの合計点(深さの点数は加えない)